

## 処分の内容

### 1 選手の非礼行為について

区 分	処 分 の 内 容
① T F B の一部の選手が試合終了後の握手を拒んだこと	握手を求める相手チームへの敬意を欠く行為であったことに鑑み、チームに対して、再発防止に向けて教育・指導することを求める。
② T F B の一部の選手が乱れた服装で表彰式に臨んだこと	子供たちの憧れであるトップ選手としての品格を欠く行為であったことに鑑み、キムストール選手に反省を求める。 チームに対しても、再発防止に向けて教育・指導することを求める。
③ T F B の一部の選手が準優勝メダルを首から外したこと	再発防止の観点から、チーム及び当該選手に対し、次のことを義務付ける。 ア チームには、専門家を講師としてフェアプレーをテーマとする研修会を開催すること。 イ 当該選手には、その研修会に参加し、本連盟へ研修レポートを提出すること。
④ T F B の一部の選手がメダルをゴミ箱へ捨てたこと	橋本三千雄選手と河合卓真選手に対して、次のとおりの処分を科す。 ア 当該選手には、フェアプレーをテーマとする研修会に参加し、本連盟へ研修レポートを提出すること。 イ 当該選手には、未来を担う中学生や高校生、または大学生のアイスホッケーチームを対象に、今回の自らの体験をケーススタディとしたフェアプレー (Fairplay & Respect) に関する研修会を、これから6ヶ月の間に少なくとも10回開催し、その結果を本連盟へ報告すること。 ウ I I H F の世界選手権大会の規則の趣旨に鑑み、上記ア及び同イの研修会が完了するまでの間は、日本代表選手には選出しないこと。

### 2 チームの対応について

区 分	処 分 の 内 容
①非礼行為を行った選手に関するチームとしての管理責任	<p>1の③で記載したように、チームの責任者には、再発防止の観点から、専門家を講師とし、フェアプレーをテーマとする研修会を開催すること。</p>
②非礼行為を行った選手に対するチームからの処分	<p>1の③及び④で記載したように、当該選手に対し、次のとおりの処分を科すので、チームにおいてはその遂行をサポートすること。</p> <p>ア メダルを首から外した選手には、フェアプレーをテーマとする研修会に参加し、本連盟へ研修レポートを提出すること。</p> <p>イ メダルをゴミ箱へ捨てた橋本三千雄、河合卓真選手両選手には、未来を担う中学生や高校生、または大学生のアイスホッケーチームを対象に、今回の自らの体験をケーススタディとしたフェアプレー（Fairplay &amp; Respect）に関する研修会を、これから6ヶ月の間に少なくとも10回開催すること。</p> <p>ウ メダルをゴミ箱へ捨てた橋本三千雄、河合卓真両選手は、IIHFの世界選手権大会の規則の趣旨に鑑み、上記ア及び同イの研修会が完了するまでの間は、日本代表選手には選出しないこと。</p>
③当連盟への相談もなく、一方的に準優勝の返上を表明したこと	<p>準優勝の返上は、メダルを首から外したり、ゴミ箱へ捨てたりすることと同様、大会運営組織への非礼行為である。</p> <p>このことが非礼行為であったことを認め、HP等で準優勝返上の撤回と謝罪の意を表明することを求める。</p>

## 審議の概要

平成26年12月15日に審議委員会を開催し、第82回全日本アイスホッケー選手権大会の決勝戦及び表彰式における非礼行為等について審議した。その後、電話及び電子メール等を用いて最終調整を行い、下記のとおり審議結果を取りまとめ、12月20日に開催した理事会へ具申した。

### 記

- 1 開催日時  
平成26年12月15日（月）18時20分～21時20分
- 2 開催場所  
公益財団法人日本アイスホッケー連盟事務局打合せ室
- 3 審議委員会の設置根拠  
本連盟定款第37条及び専門委員会規程第2条による。

#### 公益財団法人日本アイスホッケー連盟定款（抜粋）

##### （審議委員会）

第37条 本連盟に審議委員会を置く。審議委員会は、会員加入団体の登録及びその資格並びに、国際及び国内各規則等の審議に関する事項を処理する。審議委員会の運営に関する規則は、理事会の決議を経て別に定める。

#### 専門委員会規程（抜粋）

第2条 本連盟には次の専門委員会を設置し、それぞれの専門委員会の役割は次の通りとする。

##### （2）審議委員会

本連盟の会員、加入団体の登録及びその資格並びに国際、国内各規則等に関する事項について審議し、本連盟理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

#### 4 審議委員会の委員構成

現在、審議委員会の委員構成は、審議委員長にレフェリー委員長と倫理委員長（専務理事。ただし、倫理委員会は正式発足していない。）を加えた3人とされている。しかし、この度の案件の重要性と特殊性を考慮し、そこに総務委員長と事務局長を加えた5名により委員会を構成した。

なお、倫理委員長を兼務する坂井専務理事は、東北フリースタイル（以下、TFB

とする。)の利害関係者に当たるため、今回は委員から外し、代わりに塗師理事(倫理委員会委員候補理事)を充てた。

区 分	氏 名	役 職 等	摘 要
委 員 長	中村 慎	審議委員長	総務委員長を兼務
委 員	川村 一彦	レフェリー委員長	
委 員	塗師 純子	倫理委員会委員候補理事	倫理委員長の代行
委 員	鈴木 三祝	総務副委員長	兼務の総務委員長の代行
委 員	建部 彰弘	事務局長	

## 5 審議の対象事項

区 分	審 議 事 項
ア 選手の非礼行為	①TFBの一部の選手が試合終了後の握手を拒んだこと ② // 乱れた服装で表彰式に臨んだこと ③ // 準優勝メダルを首から外したこと ④ // メダルをゴミ箱へ捨てたこと
イ チームの対応	①非礼行為を行った選手に関する管理責任 ②非礼行為を行った選手に対するチームからの処分内容 ③当連盟へ相談もなく、一方的に準優勝返上を表明したこと
ウ 競技運営のあり方	①決勝ゴールの判定 ②審判団の協議によるゴール認定後、ゴールのサインを出さなかったこと ③ゴール認定に至った経過を場内放送で説明しなかったこと ④試合終了のアナウンスが明瞭でなかったこと ⑤ゲームスーパーバイザーの役割が発揮されなかったこと
エ 大会運営のあり方	①表彰式での非礼行為をその場で糾さなかったこと ②ビデオを利用したゴール判定サポートシステムが設置されていなかったこと

## 6 関係規程等の確認

最初に、当連盟における懲罰規程及びこれに類するものの有無について確認した。また、インターネットを用いた検索等により、IIHF及び国内競技団体の懲罰規定等について調べた。その概要は、次に掲げるとおりである。

### (1) 当連盟における懲罰規程及びこれに類するものの有無

#### ア 懲罰規程

定めはない。

#### イ 倫理に関するガイドライン

こうしたケースに当てはまる規範や罰則は見当たらない。但し、〈趣旨〉及びIVには、マナー、フェアプレー精神及び道德などに関する次のような記載がある。

#### 倫理に関するガイドライン (抜粋)

(平成 25 年 3 月 1 日開催 平成 24 年度第 3 回理事会で議決)

#### 〈趣旨〉の一部抜粋

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 (以下「本連盟」という。) は、我が国のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

#### IV. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道德、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

#### ウ 追加処分に関するガイドライン及び解釈

これは、試合中のペナルティに応じて科す最低限の追加処分を示したもので、表彰式等における非礼行為に関する条文は見当たらない。

なお、同通知文の「追加処分対象大会」の欄外の注釈文には、「練習試合等の競技会以外において発生した重大な反則行為及びスポーツ倫理に反する行為については、当該チーム、選手またはチーム役員を管轄する加盟団体の懲戒委員会が関係者からの申告に基づきこれを調査し、懲戒処分を加えることができる。」との記載がある。

#### (2) I I H F 世界選手権大会の閉会式に関する運営規則

##### 「IIHF Regulation 5.5.8 Victory and Closing Ceremony」

2012 年の国際アイスホッケー連盟の年次総会で、次のように世界選手権大会の閉会式に関する運営規則が提案され、承認されている。それによれば、「役員によって選手の首にかけられたメダルは、閉会式とそれに続く試合後のミックスゾーンや会見場でのメディア対応の間、敬意をもって首にかけていなければならない。このルールに対するいかなる違反行為も I I H F の懲罰委員会に報告され、I I H F の細則 1001 に基づき追加処分を受けることがある。」とされている。

その理由として、「過去の I I H F の世界選手権大会において、特に決勝戦で負け

た時、メダル授与者に対して非礼な行為を行う選手やチームが増えてきた。負けることはどんなスポーツにおいても不可欠なことであり、特にジュニアトーナメントにおいては、選手は、こうした状況に対応する教育を受けなければならない。首からメダルを外すことは勝者及びその大会の運営組織に対する非礼を示すことであって、全く受け入れられない。」ことが挙げられ、「今後、I I H Fは、そのような振る舞いに対して、厳しい懲罰行為をもって対応する。」とされている。

### (3) 国内競技団体の懲罰規程等

公益財団法人日本サッカー協会懲罰規程、公益財団法人全日本柔道連盟倫理・懲戒規程、及び公益財団法人日本バスケットボール懲罰規程等を参照。(掲載省略)

## 7 事実関係の確認

次に掲げる資料及び関係者からの聞き取り調査により事実確認を行った。

	事実確認に用いた資料等	確認事項
1	NHKBS放送の録画ビデオ映像	5のアー①、②、③、及びウー①、②、③、④、⑤
2	決勝ゴールの瞬間を捉えた写真	5のウー①
3	インゴールカメラ設置報告書	5のウー①
4	カメラを設置したゴールの内側を撮った写真	5のウー①
5	表彰式の記録写真	5のアー②、③
6	レフェリー報告書	5のウー①、②、③、④、及びエー②
7	ゲームスーパーバイザー報告書	5のウー②、③、④、⑤
8	担当レフェリーの川村氏への聞き取り調査	5のアー①、ウー①、②、③、④、⑤、及びエー②
9	メダルを授与した坂井専務への聞き取り調査	5のアー②、③、④及びエー①
10	YouTube 動画を見た連盟職員への聞き取り調査	5のアー④

## 8 審議の結果

### (1) 選手の非礼行為について

区 分	事実確認と審議結果
<p>①TFBの一部の選手が試合終了後の握手を拒んだこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監督の質問とその説明が長引き、試合の終了も明確ではなかった。そのため、更衣室に引き上げる選手がいてもおかしくない状況であった。</li> <li>○TFBの選手のうち8名の選手が氷上に残り、日光アイスバックスの選手と握手をするだけでなく、肩を抱き合って相手選手の健闘を称えており、チームとして意図的に握手を拒んだものではなかった。</li> <li>○試合後の握手は、特にルール化されているものではない。</li> <li>○3位までを対象とする表彰式では、全員が優勝チームや3位のチームと握手をしていた。</li> <li>○こうしたことを踏まえ、このことについては、処分の対象とはしない。しかし、握手を求める相手チームへの敬意を欠く行為であったことに鑑み、チームには再発防止に向けて教育・指導することを求める。</li> </ul>
<p>②TFBの一部の選手が乱れた服装で表彰式に臨んだこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○表彰式の記録写真により、キム・ストール選手以外は、ちゃんとユニフォームを着用していることが確認できた。</li> <li>○キム・ストール選手は、靴紐もろくに結んでおらず、慌てて表彰式に臨んだものと思われる。</li> <li>○冷静さを保てない状況であったことは推察できるが、チーム内の式典情報の周知方法にも問題があったものと判断できる。</li> <li>○こうしたことを踏まえ、このことだけで処分の対象とはしない。しかし、子供たちの憧れであるトップ選手としての品格を欠く行為であったことに鑑み、当該選手に反省を求めるとともに、チームにも再発防止に向けて教育・指導することを求める。</li> </ul>
<p>③TFBの一部の選手が準優勝メダルを首から外したこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○表彰式の写真を見ると、5～6人がメダルを首にかけていないことが確認できる。</li> <li>○IIHFの世界選手権大会の運営規則には、「役員によって選手の首にかけられたメダルは、閉会式とそれに続く試合後のミックスゾーンや会</li> </ul>

	<p>見場でのメディア対応の間、敬意をもって首にかけていなければならない。このルールに対するいかなる違反行為も I I H F の懲罰委員会に報告され、I I H F の細則 1001 に基づき追加処分を受けることがある。」とされており、何らかの処分を科すことが必要な行為である。</p> <p>○当連盟にはこうした事案に当てはまる罰則規定がないため、具体的な懲罰を科すことは行わないが、再発防止の観点から、チーム及び当該選手に対し、次のことを義務付けることとした。</p> <p>ア チームには、専門家を講師としてフェアプレーをテーマとする研修会を開催すること。</p> <p>イ 当該選手には、その研修会に参加し、本連盟へ研修レポートを提出すること。</p>
<p>④ T F B の一部の選手がメダルをゴミ箱へ捨てたこと</p>	<p>○連盟職員の一人は当該動画を見て、T F B の橋本三千雄選手と河合卓真選手がこうした行為を行ったことを確認している。</p> <p>○当日、東側選手入口を担当した大会役員が一部始終を目撃しており、当連盟にも報告があった。</p> <p>○東北アイスホッケークラブのホームページ上でも、このような行動をとった選手がいたことを明記しているので、事実として間違いのないものと判断した。</p> <p>○この行為は、前述の I I H F の世界選手権大会の運営規則に照らしてみても、極めて非礼な行為と言え、橋本三千雄選手と河合卓真選手に対し、次のような処分を科すこととした。</p> <p>ア 当該選手には、フェアプレーをテーマとする研修会に参加し、本連盟へ研修レポートを提出すること。</p> <p>イ 当該選手には、未来を担う中学生や高校生、または大学生のアイスホッケーチームを対象に、今回の自らの体験をケーススタディとしたフェアプレー (Fairplay &amp; Respect) に関する研修会を、これから 6 ヶ月の間に少なくとも 10 回開催し、その結果を本連盟へ報告すること。</p> <p>ウ I I H F の世界選手権大会の規則の趣旨に鑑み、上記ア及び同イの研修会が完了するまでの間は、日本代表選手には選出しないこと。</p>



(2) チームの対応について

区 分	事実確認と審議結果
①非礼行為を行った選手に関するチームとしての管理責任	○(1)の③で記載したように、チームの責任者には、再発防止の観点から、専門家を講師とし、フェアプレーをテーマとする研修会の開催を義務付ける。
②非礼行為を行った選手に対するチームからの処分	○(1)の③及び④で記載したように、当該選手に対し、次のとおりの処分を科すので、チームにおいてはその遂行をサポートすること。 ア メダルを首から外した選手には、フェアプレーをテーマとする研修会に参加し、本連盟へ研修レポートを提出すること。 イ メダルをゴミ箱へ捨てた橋本三千雄、河合卓真選手両選手には、未来を担う中学生や高校生、または大学生のアイスホッケーチームを対象に、今回の自らの体験をケーススタディとしたフェアプレーに関する研修会を、これから6ヶ月の間に少なくとも10回開催し、その結果を本連盟へ報告すること。 ウ メダルをゴミ箱へ捨てた橋本三千雄、河合卓真両選手は、IIHFの世界選手権大会の規則の趣旨に鑑み、上記ア及び同イの研修会が完了するまでの間は、日本代表選手には選出しないこと。
③当連盟への相談もなく、一方的に準優勝の返上を表明したこと	○準優勝の返上には、反省の意味があるとしているが、このことは、メダルを首から外したり、ゴミ箱へ捨てたりすることと同様、大会運営組織への非礼行為である。これは大会運営組織のみならず、これまで長きに亘り全日本選手権大会の歴史を積み重ねてきた全ての参加選手や大会関係者への非礼行為にも当たる。 ○この度の顛末を当連盟に報告するとともに、このことが非礼行為であったことを認め、HP等で準優勝返上の撤回と謝罪の意を表明するよう求めること。

(3) 競技運営のあり方について

区 分	事実確認と審議結果
①決勝ゴールの判定	○テレビでの放映用にインゴールカメラと送信機を設置したため死角が生じ、ゴールの判定を難しいものにした。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○このことは、インゴールカメラ設置報告書やカメラを設置したゴール内側を撮った写真からも容易に理解することができる。</li> <li>○川村レフェリーから提出された報告書の内容は、インゴールカメラの送信機の設置位置等と矛盾せず、合理的に説明することができる。</li> <li>○決勝ゴールの瞬間を捉えた写真を見て、得点は確実であることを確認した。</li> <li>○当然、このゴールの判定に問題はない。</li> </ul>
<p>②審判団の協議によるゴール認定後に、ゴールのサインを出さなかったこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審判団の協議は、ビデオを利用したゴール判定サポートシステムを採らなかったこと、インゴールカメラを設置したため死角が生じたこと、加えて、伝統ある全日本選手権の決勝戦であることなどから慎重を期したものであり、そのこと自体は仕方のないものであった。</li> <li>○しかし、最終的にゴールの判断をしたにも拘わらず、ゴールのサインを出さなかったことで観客に不明朗な印象を与えた。</li> <li>○ゴールと同時に終了する延長戦も、ゴールのサインを出さなかったことで、試合終了も不明瞭なものになった。</li> <li>○川村レフェリーから提出された報告書にも、そのことが反省点として書かれ、今後の改善策についても言及している。</li> <li>○このことをもって、処分の対象とすることはしない。</li> </ul>
<p>③ゴール認定に至った経過を場内放送で説明しなかったこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最終的にゴールの判断をしたにも拘わらず、チームへの説明を優先し、観客にその説明をマイクでしなかったことで、非常に不明朗な印象を与えた。</li> <li>○こうしたケースは、ゲームスーパーバイザーがレフェリーから事情を聴取し、速やかに場内放送で説明を行うべきであった。</li> <li>○川村レフェリーから提出された報告書にも、高橋ゲームスーパーバイザーから提出された報告書にも、このことが反省点として書かれ、今後の改善策について言及している。</li> <li>○このことをもって、処分の対象とすることはしない。</li> </ul>

④試合終了のアナウンスが明瞭でなかったこと	<p>○ゴール認定の合図とともに、試合終了の場内放送を行うべきであった。</p> <p>○ゲームスーパーバイザーまたは大会責任者が鳥瞰的にゲームの進行（終了）を管理し、試合終了のアナウンスを促すべきであった。</p> <p>○審判からの監督への説明はその後でよかった。</p>
⑤ゲームスーパーバイザーの役割が発揮されなかったこと	<p>○ゲームスーパーバイザーの役割は非常に重く、多岐にわたるものであり、当委員会としても、その周知を図る責務がある。</p> <p>○高橋ゲームスーパーバイザーから提出された報告書にも、このことが反省点として書かれ、今後の改善策について言及している。</p>

(4) 大会運営のあり方について

区 分	事実確認と審議結果
①表彰式での非礼行為をその場で糾さなかったこと	○大会役員等が、その場で非礼行為を糾すべきであった。
②ビデオを利用したゴール判定サポートシステムが設置されていなかったこと	○アジアリーグのプレーオフと同様、今後の全日本選手権では全試合に適用することを求める。

9 今後の対応策

区 分	内 容
当面の対応策	<p>① 文書により、上記8に掲げた処分の内容を東北アイスホッケークラブに伝える。</p> <p>② そうした内容とともに、今後、当連盟として為すべき対応策についてHP上で広く周知する。</p> <p>③ 加盟団体等に対して、「Fairplay &amp; Respect」の精神と再発防止について周知する。</p>
中・長期的な対応策	○I I H Fの世界選手権の表彰式に関する規定や日本サッカー協会が定める「懲罰規程」などを参考にして、当連盟の「懲罰規程」のようなものを早急に整備する。